

8 世み政第 6 7 号  
令和 8 年 7 月 2 1 日

世田谷区環境審議会会長  
森本 英香 様

世田谷区長  
保坂 展人

世田谷区みどりの基本計画の改定にあたっての考え方について（諮問）

世田谷区環境基本条例（平成 6 年 9 月条例第 3 5 条）第 1 0 条第 2 項に基づき、  
標記の件について、下記のとおり諮問します。

## 記

### 1 諮問事項

世田谷区みどりの基本計画の改定にあたっての考え方について

### 2 諮問理由

世田谷には、宅地内のみどりや社寺林、農地、そして国分寺崖線のまほとりのあるみどりなど、多様で良好なみどりが多く残されています。この世田谷のみどりを守り、さらに増やすため、区制 1 0 0 周年（2 0 3 2 年）に、みどり率 3 3 % を達成することをめざし、2 0 0 8 年度を初年度とする「世田谷区みどりとみずの基本計画」を策定し、その後、2 0 1 8 年度の改定で現行の「みどりの基本計画」にこれを引き継いでいます。

現行計画の期間が 2 0 2 7 年度末までであることから、これまでの施策を検証し、課題に対する施策を検討すると共に、社会情勢の変化や多様化する区民ニーズを把握し、Well-being の向上などの新しい視点を取り入れた施策を総合的かつ計画的に進めていく必要があります。

こうしたことから、みどりの基本計画を改定する必要がありますので、改定にあたっての基本的な考え方について、ご意見をお願いいたします。